

令和8年10月8日
在シンガポール日本国大使館

日本の消費税免税制度が変わります！

本年11月1日から、日本国外に2年以上居住する日本人の方が使用可能な、消費税免税制度が、以下のとおり変更されます。

なお、本制度自体に係るご不明点は、当館ではなく、文末の問合せ先に直接お尋ねください。

1 消費税免税制度の変更

- (1) 従来は、免税店にて税抜価格で購入可能でしたが、11月1日以降は、税込価格で一旦購入し、購入日から90日以内の日本からの出国時にて、空港等の保安検査前にある税関での物品・レシート等に係る確認の後、消費税相当額が免税店等から返金される「リファンド方式」となります。(空港トランジットエリア内の免税店を除きます。)
- (2) 購入した免税対象物品については、税関での確認を受ける前に機内等に預け入れられないよう、また、出発までに十分な時間を確保するように注意してください。詳細は、以下のサイトをご覧ください。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/content/001991246.pdf>
- (3) 11月1日以降であっても、消費税免税制度の利用を希望する場合は、従来通り、日本への帰国時に帰国スタンプの押印をパスポートに受ける必要があり、また、免税対象物品の購入は、日本への帰国日から6か月未満の期間に行う必要があります。

2 消費税免税制度の必要書類に係る変更等

- (1) 消費税免税制度の利用には、従来、日本国外に2年以上居住することを示す「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」が必要でしたが、11月1日以降は、これらに加え、「国外転出者向けマイナンバーカード」(現に有効なカードに限ります。)
が使用可能となります。
- (2) 国外転出者向けマイナンバーカードには、日本への帰国年月日から起算して、2年以上前の国外転出日が記載されている必要があります。このカードをお持ちであれば、消費税免税制度の利用のために、在留証明等の取得は不要です。
- (3) 在留証明又は戸籍の附票の写しを利用する場合、11月1日以降でも従来通り、これらの文書が、「免税購入対象者が最後に日本に帰国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたもの」である必要があります。
- (4) 国外転出者向けマイナンバーカードの申請方法等は、以下のサイトをご覧ください。
https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00707.html

3 問合せ先

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当: hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp